

富山市上下水道局建設請負工事の修補取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市上下水道局が発注する建設請負工事の修補の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(修補)

第2条 富山市上下水道局が発注する建設請負工事の修補については、富山市建設請負工事の修補取扱要領の規定を準用する。この場合において、「財務部長」とあるのは「上下水道局長」と、「富山市建設請負工事検査結果処置検討委員会」とあるのは「富山市上下水道局建設請負工事検査結果処置検討委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。